社会保険労務士 \*\*\*\* 即

## 社会福祉法人調査結果について

令和 年 月 日に実施した標記については、下記のとおりです。

記

- 1 法人の概要
  - (1) 法 人 名
  - (2) 監査対象年度 令和元年度
  - (3) 監 査 日 令和 年 月 日
- 2 調査結果書作成日 令和 年 月 日
- 3 調査結果の概要 別紙チェックリストのとおり。
- 4 調查結果

個別指摘事項

- ① 育児休業について
  - 保育所に入所できない等、育児休業が1歳6ヶ月を超えても特に必要と認められる場合には2歳に達する日までの期間育児休業が取得可能な旨が育児休業規程に規定されていないこと。【育児・介護休業法第5条】
- ② 時間外労働に関する協定について 前回の時間外労働に関する協定の有効期間が切れてから現協定が締結、届出される までの期間に時間外労働をさせていること。【労働基準法第32条、第36条】
- ③ 時間外勤務手当について 割増賃金額の計算にあたって、1年間における1ヶ月平均所定労働時間数が、実際 より少ない所定休日数で計算されていること。【労働基準法第37条】
- (参考) 1ヶ月平均所定労働時間数=(365 日-所定休日)×1日の所定労働時間数÷12ヶ月
  - ④ 短時間労働者の労働条件明示事項について 短時間労働者の採用にあたって、労働条件通知書等の文書を用いて相談窓口の明示 がなされていないこと。【短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条】
- ・気づき タイムカード記載の就業時間と賃金台帳記載の時間外労働時間に一部乖離がみられます。労務管理上望ましくないため、留意すること。【労働安全衛生法第66条の8の3】